

## 審査基準

### (ア) 書類審査（基礎的な管理運営審査）

項目	配点	審査の視点
類似施設の実績	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人において、指定管理者として広域公園の管理業務実績及び収益事業（自販機類の収益施設を除く）の実績がある：<u>10点</u></li> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人において、指定管理者として広域公園の管理業務実績がある：<u>5点</u></li> <li>実績なし：<u>0点</u></li> </ul>
県内に有する本店・支店	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人において、県内に本店・支店を有している：<u>5点</u></li> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人いずれにおいても、県内に本店・支店を有していない：<u>0点</u></li> </ul>
所長の資格・経験	10	<p>所長の都市公園の管理運営に係る資格(技術士（建設部門：都市及び地方計画、総合技術監理部門：建設）、1級造園施工管理士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士)又は都市公園の管理事務所長の経験が1年以上ある者が配置されているかを評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いずれかの資格を有しており、1年以上の管理事務所長の経験がある：<u>10点</u></li> <li>いずれかの資格を有している又は1年以上の管理事務所長の経験がある：<u>5点</u></li> <li>それ以外：<u>0点</u></li> <li>所長とは、本業務全体を統括する責任者とする</li> <li>所長は1名のみとする（複数名の所長を配置できない）</li> </ul>
職員の資格・経験	5	<p>職員の都市公園の管理運営に係る資格((技術士（建設部門：都市及び地方計画、総合技術監理部門：建設）、1級造園施工管理技士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士のいずれか)を有している又は都市公園の管理した経験が1年以上ある者の配置数を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いずれかの資格を有しており、1年以上の管理経験がある職員が複数名配置されている：<u>5点</u></li> <li>いずれかの資格を有しており、1年以上の管理経験がある職員が1名配置されている：<u>3点</u></li> <li>それ以外：<u>0点</u></li> </ul>
コンプライアンス、社会貢献	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人いずれにおいても、団体等の企業倫理・諸規定の整備や公正労働の基準が確保されている（規定がある）：<u>1点</u></li> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人いずれにおいても、障害者雇用率について、法定雇用率を満たしている：<u>2点</u></li> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人いずれにおいても、団体等の社会貢献、CSR、SDGsの計画が策定されている：<u>1点</u></li> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人いずれにおいても、団体等の社会貢献、CSR、SDGsの計画に基づく活動実績がある：<u>1点</u></li> </ul>
提案額	5	5点×最低提案額/各応募者の提案額
計	40	

(イ) プレゼンテーション審査（プログラム等の審査）

審査項目	配点	審査基準
管理運営方針	15	1) 赤穂海浜公園を取り巻く状況・課題を的確に捉えているか 2) 公園の基本方針、管理運営方針、各種上位計画や長期事業の特徴等を適切に捉え、それに対応した事業全体の管理運営方針、指定管理事業の実施方針、活性化事業の実施方針、ターゲットが提案されているか
管理運営体制	15	1) 組織内の指示体制、役割分担が明確になっているか（グループ応募の場合、各企業の役割分担や連絡体制等が明確になっているか） 2) 業務の内容に応じた適切な能力・経験を有する者が配置されているか 3) 事業実施期間を通して公園の適正な維持管理運営やサービス向上につながる人材の育成、職員交替時における円滑な事業継続のための対応方策等の考え方は適切か
指定管理事業の実施内容	5	<b>■指定管理事業の計画（20年の計画）</b> 1) 指定管理事業において、20年間で想定される変化や発生し得る対応すべき事項（樹木の生長、施設の経年劣化や長期的な視野での利用の増進や住民参画の取り組み等）を踏まえ、それに対する具体的な対応策が提案されているか
	15	<b>■第1期指定管理事業計画の維持管理業務（5年の計画）</b> 1) 植物管理について、効果的・効率的な方法が提案されているか 2) 施設管理について、利用者が安全に快適に公園を利用できるような方法が提案されているか 3) 清掃業務について、効果的・効率的な方法が提案されているか 4) 水質・水位管理の方法について、効果的・効率的な方法が提案されているか
	20	<b>■第1期指定管理事業計画の運営管理業務（5年の計画）</b> 1) 安全巡視において、利用者が安全で快適に公園利用できる体制がとられているか 2) 利用の指導・利用の許可において、利用者が園内施設を快適に利用できるような方策が提案されているか 利用者の利便性を考慮した利用料金の収受の方策が提案されているか 3) 利用の増進及び住民参画の取組において、下記の提案を特に評価する。 •公園や地域の活性化につながる提案となっているか •参画と協働による活動の推進する体制や内容となっているか •参画と協働の推進セクションの役割や機能が明確になっており、今後の活動の発展性が期待できるか •これまでの管理運営協議会や参画と協働の取組を踏まえた提案となっているか •利用促進事業の考え方や実施内容は適切か 4) 効果的な広報活動が期待できるか 5) 園内の他の管理者（赤穂市）との効果的な連携が期待できるか 6) 提案全体を通して、公園の利用促進や利用者サービスの向上につながる提案となっているか

審査項目	配点	審査基準
指定管理事業の実施内容	5	<p>■第1期指定管理事業計画の緊急時の対応（5年の計画）</p> <p>1) 公園の平常時及び非常時における安全管理の方法（点検、マニュアル非常時の参集体制等）が提案されているか</p> <p>2) 安全対策の研修や非常時の訓練等、安全管理の向上を図る提案がなされているか</p>
活性化事業（収益事業）の実施内容	25	<p>■活性化事業計画（20年の計画）</p> <p>1) 海浜に立地する特性や地域資源等を活かした提案であり、エリアの観光振興や地域経済活性化に寄与するか</p> <p>2) 新規施設整備や既存施設の利活用等施設の拡充等による公園の魅力向上、公園施設を活かしたソフト事業の展開による新たな体験機会の創出につながっているか</p> <p>3) 収益還元の事業内容（魅力アップ経費の用途）が公園の高質化につながる提案となっているか</p> <p>4) 段階的投資により公園の魅力が向上し、かつ実現可能な事業スケジュールとなっているか</p> <p>5) 事業リスクを的確に認識しており、その対応策が適切か</p> <p>6) 提案全体を通して、指定管理期間中の公園の魅力向上につながる提案となっているか</p>
活性化事業（収益事業）の実施内容	25	<p>■第1期活性化事業計画（5年の計画）</p> <p>1) 活性化事業計画を踏まえた第1期活性化事業の役割や位置付け、目標は適切か</p> <p>2) 第1期活性化事業計画（以下、第1期計画）の内容が、新規施設整備や既存施設の利活用等施設の拡充等による公園の魅力向上、公園施設を活かしたソフト事業の展開による新たな体験機会の創出につながっているか</p> <p>3) 第1期計画の収益還元の内容（魅力アップ経費の用途）が公園の高質化等につながる提案となっているか</p> <p>4) 第1期計画は実現可能なスケジュールとなっているか</p> <p>5) 提案全体を通して、第1期計画期間の公園の魅力向上につながる提案となっているか</p>
平等利用の確保や利用者サービスの向上	5	<p>1) 高齢者・障害者・幼児等の利用に配慮した対応や、一部利用者の利用が他の利用者の迷惑とならないような対応等、誰もが利用しやすい内容となっているか</p> <p>2) 苦情等を把握し、迅速に対応できる仕組みとなっているか</p>
モニタリング計画	10	<p>1) 公園の管理運営方針の達成状況等を把握するため、定量的評価に加え、定性的な評価を用いて、総合的に評価する方策及び目標数値が提案されているか</p> <p>2) モニタリング等を通して、利用者ニーズを的確に把握し、適切に事業内容へフィードバックする仕組み等が提案されているか</p>
財務状況	5	1) 現在の財務状況は適正か（事業の継続的実施に必要な財政状態及び経営成績であるか）
会計の透明性確保	5	1) 会計上の透明性を確保するための体制が提案されているか（例 SPC設立、会計の分離 第三者のチェック 等）

審査項目	配点	審査基準
収支計画	10	1) 資金調達計画は妥当か
		2) 事業収支計画は妥当か
		3) 多様な収入源（ネーミングライツ、クラウドファンディング、イベント企業協賛等）の確保の提案がされているか
		4) 提案内容や応募事業者の財務状況等を総合的に勘案し、20年間にわたり安定した管理運営が期待できるか
計	160	

(ウ) 失格等の基準

提案された指定管理料が基準額を超える場合は、失格とし審査を行いません。

プレゼンテーション審査の合計得点が 60%に満たない場合は指定管理者候補者として選定しません。